

第 2 回小動物獣医療に関する検討会の経過及び結果

1 日 時 平成 17 年 4 月 12 日（火）午後 1 時 30 分～午後 5 時 30 分

2 場 所 三番町共用会議所第 3 会議室

3 出席委員（合計 10 名）

伊藤 伸彦、岡本 有史、佐々木伸雄、塩谷 勝、島田 壽子、中川 秀樹、
細井戸大成、森田 邦雄、矢ヶ崎忠夫、若尾 義人

4 議事の経過及び結果

（ 1 ）衛生管理課長から挨拶

（ 2 ）獣医核医学について

獣医核医学作業部会の検討内容について中間報告を行った。獣医療法施行規則に規定する各種放射線診療を行う場合の届出事項及び施設基準等について検討結果を報告した。委員からは、法整備だけでなく、大学での教育、学会等でのガイドライン作成、講習会の開催等が必要であるとの意見が出された。これらの意見に対し、伊藤委員から日本獣医学会等からガイドラインを提案することを検討中であることが報告された。

また、獣医系大学 16 校に対し行った獣医核医学に関するアンケートの結果を報告した。各大学では概ね放射線診療に関する教育が行われており、放射線診療の導入が検討されている大学も多かった。今後、大学における卒前、卒後教育の体制を整備することが必要であるとの意見が出された。

（ 3 ）臨床研修について

現在の獣医療における臨床研修の現状及び医師、歯科医師の臨床研修の制度について紹介された。

「獣医師の臨床研修の期間について」

現在、獣医師法施行規則第 10 条の 2 に定められた「6 ヶ月以上」と言う臨床研修期間については、一定の診療を身につける期間としては短く、1 年もしくは 2 年にすべきであるとの意見が出された。

「臨床研修の体制について」

現在、小動物診療の臨床研修を実施できるのは大学の付属診療施設のみであるが、毎年約500名程度が新たに小動物診療に就いており、大学だけでは全員を受け入れられないため、民間の動物病院においても臨床研修が実施できるようにすべきとの意見が出された。また、現在行われている臨床研修においても必ずしもカリキュラムが作成されておらず、その作成が重要であり、そのカリキュラムを実行できる診療施設を臨床研修施設として指定することが可能ではないかとの意見が出された。体制としては歯科医師の臨床研修のような臨床研修の一部を民間の診療施設が担う方法が考えられるが、獣医系大学のない地域もあり、民間の診療施設だけで臨床研修を行うことも可能であるならば、その体制をつくりたいとの意見が出された。近年の獣医療におけるトラブルの解決策の1つとして臨床研修の制度を確立し、一定の経験、能力を身につけた獣医師だけが診療施設を開設できるようにすべきとの意見があった。

臨床研修施設の指定基準については、佐々木座長及び事務局で作成した案をもとに次回以降議論することとされた。

(4) 専門医について

現在、研究会等が行っている専門医、認定医の認定制度について紹介された。国際的には専門医の必要性、適切な試験制度等を審査された上でボードなどが専門医を認定する制度が取られているが、わが国にはそのような制度ができておらず、その必要性について意見が出された。近年、高度な獣医療が求められるようになり、飼育者だけでなく獣医師が二次診療施設を紹介する上でも重要な情報であるため、専門医認定の制度が確立した上で、広告可能な事項とすべきであるとの意見が出された。また、一定の講習を受講し、試験に合格した上で認定されているいわゆる「認定医」については、獣医師の差別化として広告できるようにすべきとの意見と、専門性も高くはなく、「専門医」との区別が難しいことから、広告には値しないとの両意見が出された。

(5) 動物看護師について

動物看護師の人数、育成学校数などに関する情報を可能な範囲で収集し、動物看護師が行える業務について今後議論することとされた。